

指定管理者制度導入施設の管理運営状況等に関する総括
(評価対象年度:平成23年度)

施設	ふれあいの家(17施設)
指定管理期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日
指定管理者	各ふれあいの家運営委員会
所管部署	生活文化スポーツ部 協働推進課

施設所管部署による 総括	<p>業務の実施体制については、各ふれあいの家とともに協定書や事業計画書どおり管理運営され、経理についても適切な事務処理がなされており概ね良好である。</p> <p>東日本大震災以降、各運営委員会では緊急時における連絡体制の見直しを図っており、個別の取組としても震災時の対応に合わせた行動マニュアルの作成や地域の自治会等で実施される消防訓練の参加、複合施設における合同消防訓練の実施など防災意識の高さが伺えた。</p> <p>施設の維持管理では、節電対策として実施したグリーンカーテンやエアコンの温度管理の徹底、照明器具の部分撤去など利用者の協力を得ながら実施している。</p> <p>サービスの提供については、施設案内のパンフレットの作製や独自の利用者アンケートを実施している運営委員会もあり、サービスの改善意欲が見受けられるものであった。</p> <p>施設の利用者数については年々増加傾向にあり、平成23年度における17施設全体での年間利用者数は123,749人で前年度と比べ、13,546人、12.3%の増加となった。また、部屋の利用回数も1年間で10,130回と1万回を上回り、前年度と比べ1,004回、11%の増加となっている。</p> <p>今後も現在のサービス水準を維持しながら、施設利用における公平性、公共性の確保に努め、地域住民による地域に根ざした施設の管理運営を実施し、適切な市民サービスの提供に努められたい。</p>
-------------------------	--